

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第5部会）

1 日 時 平成24年4月17日（火）14時30分から16時45分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）吉田部会長 吉村部会長代理 嶋津委員 野村委員

（東京地方第三者委員会事務室）熊野次長 佐藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第5部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案1件を審議し、決定した。

(3) 第5部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(4) 次回の第5部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月8日（火）14時30分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 6 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 17 日（火） 9 時 30 分から 11 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）熊谷部会長 栢割部会長代理 齊藤委員 石和委員
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 関調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) あっせん案等の審議
 - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が栢割委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第 6 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
 - (3) 第 6 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (4) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 8 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第9部会）

- 1 日 時 平成24年4月17日（火）9時15分から11時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）鈴木部会長 山岸部会長代理 松崎委員 勝本委員
（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 石田調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) あっせん案等の審議
 - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が山岸委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第9部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件を審議し、決定した。
 - (3) 第9部会では、厚生年金19件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、16件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (4) 次回の第9部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4月24日（火）9時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 11 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 17 日（火）14 時から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）高橋部会長、奥住部会長代理、岩城委員、手申委員
（東京地方第三者委員会事務室）溝口次長補佐 根岸主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) あっせん案等の審議
 - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が奥住委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第 11 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
 - (3) 第 11 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室から概要説明を受けて審議を行った。
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
また、事務室より厚生年金事案 1 件の取下げの報告が行われた。
 - (4) 次回の第 11 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 24 日（火）14 時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 12 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 17 日（火）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）山本部会長 横山部会長代理 宮野委員 松山委員
（東京地方第三者委員会事務室）羽賀次長、辻主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (3) あっせん案等の審議
 - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が横山委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (3) 第 12 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
 - (4) 第 12 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (5) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 24 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 13 部会）

1 日 時 平成 24 年 4 月 17 日（火） 9 時 15 分から 13 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 布施部会長 大島部会長代理 新村委員 大平委員

（東京地方第三者委員会事務室） 千住次長補佐 渡邊調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が大島委員を部会長代理に指名した。

(2) 第 13 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。

(3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(4) 第 13 部会では、国民年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(5) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 24 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第17部会）

1. 日 時 平成24年4月17日（火）14時から16時30分まで
2. 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
3. 出席者
（委員）高澤部会長 藤原部会長代理 伊東委員 田島委員
（東京地方第三者委員会事務室）田中次長補佐 島本調査員 ほか
4. 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (3) あっせん案の審議
 - (4) 申立事案の審議
5. 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が藤原委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (3) 第17部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案8件を審議し決定した。
 - (4) 第17部会では、国民年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
 - (5) 次回の第17部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4月24日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第1部会）

1 日 時 平成24年4月18日（水）13時15分から16時20分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 富田部会長 金子部会長代理 薄井委員 田川委員

（東京地方第三者委員会事務室） 山下次長 鈴木主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第1部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。

(3) 第1部会では、厚生年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、5件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第1部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月9日（水）14時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第2部会）

- 1 日 時 平成24年4月18日（水）13時15分から14時45分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）南淵部会長 小磯部会長代理 山岡委員 小栗委員
（東京地方第三者委員会事務室）高橋次長補佐 池田主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等の審議
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 第2部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
 - (2) 第2部会では、厚生年金2件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、1件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第2部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4月25日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 10 部会）

1 日 時 平成 24 年 4 月 18 日（水）13 時 15 分から 15 時 05 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）豊田部会長 中野部会長代理 笹山委員 西村委員

（東京地方第三者委員会事務室）熊野次長補佐 大山主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 10 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。

(3) 第 10 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、5 件はあっせんを行う方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 10 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 25 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 15 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 18 日（水）13 時 15 分から 16 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）清野部会長 恩田部会長代理 海老原委員 中島委員
（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長補佐 青木調査員ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) あっせん案等の審議
 - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が恩田委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (3) 第 15 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
 - (4) 第 15 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (5) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 25 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 3 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 19 日（木）13 時 30 分から 15 時 50 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）三井田部会長 和田部会長代理 中澤委員 安田委員
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 地引調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) 申立事案の審議
 - (3) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が和田委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第 3 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 第 3 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 5 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
 - (4) 次回の第 3 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 10 日（木）13 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第7部会）

1 日 時 平成24年4月19日（木）14時から16時30分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員

（東京地方第三者委員会事務室）溝口次長補佐 齋藤主任調査員 ほか

4 議 題

- (1) 部会長代理の指名
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が竹内委員を部会長代理に指名した。
- (2) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。
- (3) 第7部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、3件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
- (4) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4月27日（金）14時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第8部会）

1 日 時 平成24年4月19日（木）13時15分から15時45分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 岡部委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) あっせん案等の審議

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が中垣委員を部会長代理に指名した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第8部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案5件を審議し、決定した。

(4) 第8部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(5) 次回の第8部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4月26日（木）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 236 回） 議事要旨（第 14 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 19 日（木）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）小名部会長 中田部会長代理 大島委員 高野委員
（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長補佐 松下調査員 鎌田主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) あっせん案等の審議
 - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が中田委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第 14 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
 - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (4) 第 14 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (5) 次回の第 14 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、4 月 26 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第236回） 議事要旨（第16部会）

1. 日 時 平成24年 4月19日（木）13時15分から17時まで
2. 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
3. 出席者
（委員）松阪部会長 川崎部会長代理 渡邊委員 石川委員
（東京地方第三者委員会事務室）田中次長補佐 伊藤主任調査員 ほか
4. 議 題
 - (1) 部会長代理の指名
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (3) あっせん案等の審議
 - (4) 申立事案の審議
5. 会議経過
 - (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が川崎委員を部会長代理に指名した。
 - (2) 第16部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案6件を審議し、決定した。
 - (3) 第16部会では、国民年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
 - (4) 次回の第16部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月10日（木）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第237回） 議事要旨（第9部会）

- 1 日 時 平成24年4月24日（火）9時15分から11時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）鈴木部会長 山岸部会長代理 松崎委員 勝本委員
（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 石田調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等の審議
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 第9部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案15件を審議し、決定した。
 - (2) 第9部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、3件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第9部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、平成24年5月22日（火）9時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 11 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 24 日（火）14 時から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）高橋部会長、奥住部会長代理、岩城委員、手申委員
（東京地方第三者委員会事務室）溝口次長補佐 根岸主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等審議
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 第 11 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
 - (2) 第 11 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第 11 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 15 日（火）14 時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 12 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 24 日（火）13 時 05 分から 16 時 35 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）山本部長 横山部長代理 宮野委員 松山委員
（東京地方第三者委員会事務室）羽賀次長 辻主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等の審議
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (3) 申立事案の審議
 - (4) 口頭意見陳述の実施
- 5 会議経過
 - (1) 第12部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
 - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (3) 第12部会では、国民年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (4) 第12部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (5) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、平成 24 年 5 月 15 日（火）13 時 15 分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 13 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 24 日（火） 9 時 15 分から 12 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員） 布施部会長 大島部会長代理 新村委員 大平委員
（東京地方第三者委員会事務室） 千住次長補佐 渡邊調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (2) 第 13 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
 - (3) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 8 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第237回） 議事要旨（第17部会）

1 日 時 平成24年4月24日（火）13時15分から16時40分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）高澤部会長 藤原部会長代理 伊東委員 田島委員

（東京地方第三者委員会事務室）田中次長補佐 島本調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

(3) 口頭意見陳述の実施

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第17部会では、国民年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、5件はあつせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(3) 第17部会では、国民年金1件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あつせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(4) 次回の第17部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月8日（火）14時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 2 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 25 日（水）13 時 15 分から 15 時 45 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）南淵部会長 小磯部会長代理 山岡委員 小栗委員
（東京地方第三者委員会事務室）高橋次長補佐 池田主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等の審議
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 第 2 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
 - (2) 第 2 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、1 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第 2 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 9 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 10 部会）

1 日 時 平成 24 年 4 月 25 日（水）13 時 15 分から 15 時 10 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）豊田部会長 中野部会長代理 笹山委員 西村委員

（東京地方第三者委員会事務室）熊野次長補佐 大山主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 10 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあつせんを行う方向で、4 件はあつせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第 10 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 16 日（水）15 時から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 15 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 25 日（水）13 時 15 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）清野部会長 恩田部会長代理 海老原委員 中島委員
（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長補佐 青木調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (2) 第 15 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2 件はあつせんを行う方向で、3 件はあつせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 9 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第237回） 議事要旨（第8部会）

1 日 時 平成24年4月26日（木）13時15分から15時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 岡部委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第8部会では、厚生年金8件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、6件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第8部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月24日（木）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 237 回） 議事要旨（第 14 部会）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 26 日（木）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）小名部会長 中田部会長代理 大島委員
（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長補佐 松下調査員 鎌田主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
 - (2) 第 14 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第 14 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5 月 10 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第237回） 議事要旨（第4部会）

1 日 時 平成24年4月27日（金）13時15分から16時15分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）前田部会長 佐々川部会長代理 福岡委員 大箭委員

（東京地方第三者委員会事務室）高橋次長補佐 生沼主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) あっせん案等の審議

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が佐々川委員を部会長代理に指名した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第4部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案5件及び訂正が必要でないとのあっせん案1件を審議し、決定した。

(4) 第4部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(5) 次回の第4部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月17日（木）13時15分から開催することにした。

（ 文責：事務室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第237回） 議事要旨（第7部会）

- 1 日 時 平成24年4月27日（金）14時から17時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者
（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員
（東京地方第三者委員会事務室）溝口次長補佐 齋藤主任調査員 ほか
- 4 議 題
 - (1) あっせん案等の審議
 - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
 - (1) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
 - (2) 第7部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。
この結果、4件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
 - (3) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、5月10日（木）15時30分から開催することにした。

（文責：事務室
後日修正の可能性あり）